

防府市法人等就業者定着支援給付金事業補助金交付要綱

令和元年10月1日制定

第1条 この要綱は、新規農業就業者定着促進事業実施要領（平成27年4月1日付け平27農業振興第54号）の定着支援給付金事業細則に基づいて行う、防府市法人等就業者定着支援給付金事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 市長は、毎年度予算の範囲内において、農業法人等（以下「法人等」という。）が、新規就業者に対し、当該法人等での農業就業に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるなどの育成、定着のために行う取組みに対して補助金を交付する。

（補助金の交付要件）

第3条 補助金の交付要件は次のとおりとする。

1 法人等の要件

対象となる法人等は、次の要件をすべて満たす者とする。

- （1） おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）であること。
- （2） 主な経営農地を防府市に有していること。
- （3） 農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む。）に従事する者を新たに雇用又は構成員として受入れ就業に必要な技術等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を行うことができること（国の農業次世代人材投資資金（経営開始型）または新規就農者育成総合対策（経営開始資金）を受給している経営体でないこと。）。
- （4） 新規就業者に対して十分な指導を行うことのできる指導者（法人等の代表者又は役員又は従業員で、5年以上の農業経験を有する者等）を確保できること。
- （5） 新規就業者の段階に応じて、県が主催する研修に参加させること。
- （6） 新規就業者との間で正規従業員として期間の定めのない雇用契約を締結すること。ただし、農事組合法人の構成員として受入れた場合について

も、これに準じた取り決めに有すること。

- (7) 新規就業者に対して農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む）に関する業務に年間150日（かつ1,200時間）以上従事させ、給与等の支給額が175万円／年以上であること。
- (8) 原則として雇用保険、労働者災害補償保険の労働保険に加入させること。また、法人にあっては、厚生年金保険及び健康保険に加入させること。ただし、農事組合法人の構成員として受入れた場合については、この限りでない。
- (9) 正規従業員として雇用する場合、(6)で締結した雇用契約以前に正社員としての雇用関係がないこと。
- (10) その他、原則として雇用就農資金の対象となる農業法人等の要件を満たしていること。

2 新規就業者の要件

対象となる新規就業者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本事業での研修終了後も、就農を継続する意志を有する者であること。
- (2) 新たに法人等に正規の従業員として雇用された者、又は新たに農事組合法人の構成員として加入した者であって、採用時又は加入時の年齢が65歳未満の者であること。
- (3) 令和3年度までに法人等に正規従業員として雇用された者で、採用時の年齢が50歳未満の者は、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業のいずれかを必ず活用することとし、本事業の対象は、国事業の助成期間（最長の24か月であること）が終了して1年未満の者とする。
- (4) 令和4年度以降の雇用者で、採用時の年齢が50歳未満の者は、雇用就農資金を必ず最長の4年間活用することとし、本事業の対象は、雇用就農資金の採択後1年未満の者とする。

また、50歳以上の者の同一年度内の新規助成対象者は、1経営体当たり5名以内とする。

- (5) 当該法人等の代表者の親族（3親等以内）でないこと。ただし、以下

のいずれかの場合はこの限りではない。

ア 農事組合法人が構成員として受入れる場合

イ 集落営農組織で、その代表者と同居していない者が採用される場合

ウ 親族以外の雇用保険被保険者がいる雇用保険適用事業所で、その代表者と同居していない者が採用され、他の従業員と同等の雇用条件である場合

(6) 本事業の対象となる前に当該法人等で、国の農業次世代人材投資資金（準備型）または新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の交付を受けて研修していないこと。

(7) 地域農業再生協議会等において、地域農業の担い手として認められること。

(8) 県が主催する研修に参加すること。

(9) 50歳未満の者（農事組合法人の構成員を除く。）は、原則として雇用就農資金における法人等雇用就農者の要件を満たしていること。

（補助金の対象期間）

第4条 補助金の対象期間は次のとおりとする。

(1) 農の雇用事業による助成を受けた場合

農の雇用事業採択後の3年間とする。助成対象期間の始期は、農の雇用事業終了後1年未満の任意の時期とする。

(2) 雇用就農資金による助成を受けた場合

雇用就農資金採択後の5年間とする。助成対象期間の始期は、雇用就農資金の採択から1年未満の任意の時期とする。

ただし、令和4年度の雇用就農資金採択者のうち、令和6年度の本要綱改正による対象拡大の該当者であって、令和6年度に定着支援給付金の申請をする場合は、就業2年目から5年目までの4年間とする。

(3) 新規就業者が50歳以上の場合または農事組合法人の構成員の場合

採用時の年齢が50歳以上の新規就業者の場合は雇用された日から、農事組合法人の構成員の場合は構成員として加入した日から、それぞれ1年未満の任意の時期を助成対象期間の始期とした5年間とする。

(補助金の対象経費)

第5条 法人等が新規就業者を育成するために必要な経費は、次のとおりとする。

- (1) 法人等において、就業に必要な技術等を習得させるための実践的な研修(OJT研修)を実施するために必要な経費
- (2) 県等が実施する新規就業者向けの研修に参加するために必要な経費
- (3) 就業に必要な各種資格取得に向けた講習費、テキスト購入費、受講料の助成等
- (4) その他新規就業者育成に必要な経費

(補助額)

第6条 新規就業者等1人当たりの国の支援も含めた助成額は、次のとおりとする。なお、年度途中で助成対象となる場合や年度途中で中止する場合は、月割とする。

- (1) 令和3年度までの対象者

就業1年目は年間120万円、就業2年目は年間120万円、就業3年目は年間90万円、就業4年目は年間60万円、就業5年目は30万円とする。

- (2) 令和4年度以降の対象者

就業1年目から5年目までの間、年間120万円とする。

(研修計画の承認申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、研修実施計画書(第1号様式)を作成し、市長に承認の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、研修計画を承認し、その結果を研修実施計画書審査結果報告書(第2号様式)で通知しなければならない。

3 前項の承認を受けた申請者は、研修品目の大幅な変更や事業対象の新規就業者の人数の変更等、研修実施に著しい変更がある場合には、研修計画を変更の申請をしなければならない。

4 市長は、前項の研修計画の変更の申請があったときは、第2項の規定に準

じて処理するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条2項の承認を受けた申請者は、交付申請書(第3号様式)により、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があつた場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、防府市法人等就業者定着支援給付金事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 第8条第2項の規定による通知を受けた申請者は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に当該申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかつたものとみなす。

(事業の着手)

第10条 事業の着手は、原則として、補助金交付決定後に行うものとする。

2 やむを得ない事情により、補助金交付決定前に行う必要がある場合は、新規農業就業者定着促進事業実施要領(平成27年4月1日付け平27農業振興第54号)第4の3の事業実施計画承認後、その理由を具体的に明示した、交付決定前着手届(第5号様式)を市長へ提出するものとする。

3 前項により補助金交付決定前に事業に着手する場合は、申請者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承の上行うものとする。

(報告)

第11条 事業を実施した申請者は、次のとおり報告するものとする。

(1) 実施状況の報告

申請者は、研修実施状況報告書（第6号様式）を作成し、事業実施年度の3月31日までに市長へ提出するものとする。ただし、研修最終年度は研修終了後20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日とする。

（2） 就業状況の報告

申請者は、本事業による助成期間終了後3年間、毎年4月末に、新規就業者の就業状況報告（第7号様式）を作成し、市長に提出するものとする。

（交付の中止）

第12条 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を停止とする。

（1） 新規就業者が離職した場合

この場合、申請者は中止届（第8号様式）を市長に提出するものとする。

（2） 申請者が、新規就業者に対して適切な研修を行っていない場合。

（交付の休止）

第13条 市長は、天災や新規就業者の病気などのやむを得ない理由により、申請者が新規就業者の研修を休止する必要性が認められる場合には、支援を休止する。この場合、申請者は、市長に対し、休止届（様式第9号）を提出するものとし、再開する場合には再開届（様式第10号）を提出するものとする。

ただし、再開の時期が当該年度を超す場合については、市長は当該年度の事業については中止扱いとし、再開後の年度で改めて事業を実施するものとする。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、第11条1号の報告の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査の結果、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、防府市法人等就業者定着給付金支援事業補助金確定通知書（第11号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第15条 前条の規定による通知を受けた申請者が、補助金の交付を受けようとするときは、防府市法人等就業者定着支援給付金事業補助金請求書（第12号

様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、第8条第2項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

3 申請者は、概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、防府市法人等就業者定着支援給付金事業補助金概算払請求書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

(報告及び検査等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、事業の実施状況を検査し、又は事業の実施上必要な指示をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第17条 市長は、申請者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

(3) 事業の施行方法が不相当であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用

する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１２日から施行し、令和５年度分の補助金から適用する。なお、この通知による改正前の新規農業就業者定着促進事業実施要領の規定に基づき開始した定着支援給付金事業に係る研修実施計画書（様式第１号）は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行し、令和８年度分の補助金から適用する。

(第1号様式)

研修実施計画書

年 月 日

(宛先) 防府市長

所在地 :
[申請者] 法人等名 :
代表者職氏名 :
電話番号 :

新規農業就業者定着促進事業実施要領（平成27年4月1日付け平27農業振興第54号）のうち、定着支援給付金事業細則の第4の1の規定に基づき研修実施計画書を提出します。

(第1号様式別添)

1 農業法人等の概要

経営形態	ア. 株式会社 イ. 農事組合法人 ウ. その他法人 エ. 個人農家 オ. 農業サービス事業体
主な作目・規模	
従業員又は組合員数	名 (年 月 日時点)
研修責任者	役職・氏名： 農業従事年数： 年
対象の新規就業者数	人
新規就業者の将来ビジョン	ア. 中核的な従業員として雇用 イ. 独立・自営就農を目指す ウ. 新たな農業法人の設立による独立を目指す エ. その他 ()

2 新規就業者の概要

ふりがな 氏 名		性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日 (歳)	本 籍	
就業前の住所	〒		
就業後の住所	〒		
代表者との親 族関係	あり ・ なし 【ありの場合】代表者との関係 () 同居・別居 雇用条件が他の従業員と同等・同等でない		
過去の農業就 業経験	あり ・ なし 【ありの場合】 就職 ・ 研修 ・ 自営		
本事業活用以 前の状況	農の雇用事業及びそれに準ずる制度の活用 : あり ・ なし 【あり場合】事業名： 期 間：		

3 新規就業者の労働条件

正社員として採用または構成員として加入した日	年 月 日
雇用形態	ア. 正規の従業員（※雇用期間の定めが無い雇用契約に限る） イ. 農事組合法人の構成員 ウ. その他（ ）
就業規則の有無	ア. 有 イ. 無
年間従事予定日数	日（ 時間）
年間給与等支払予定額	万円
労災保険	ア. 加入済 イ. 申請中 ウ. 加入しない
雇用保険	ア. 加入済 イ. 申請中 ウ. 加入しない

4 研修計画

（１）研修の方針等

研修期間 (助成期間)	農の雇用事業	年 月 ～ 年 月
	雇用就農資金	年 月 ～ 年 月
	定着支援給付金	年 月 ～ 年 月
習得させる技術		

添付書類：

- ・雇用契約書等
- ・雇用就農資金を活用しない農業サービス事業体の場合、年間を通じて農業を営む経営体であることが分かる資料（作業受委託契約書等）
- ・雇用就農資金の対象ではない新規就業者（農事組合法人の構成員を除く）で法人等の代表者と親族の場合、雇用条件が他の従業員と同等であることが確認できる書類を添付すること

(2) 研修計画

年 月	研修日数	内 容
研修時間合計		

※研修計画（O J T研修、農業大学校での社会人研修含む）は当該年度分のみ記載する。

(第2号様式)

第 号
年 (年) 月 日

(申請者所在地)
(法人等名)
(代表者職氏名) 様

防府市長



研修実施計画書審査結果通知書

年 月 日付けで申請のありました研修実施計画については、審査の結果、承認（不承認と）されたので、防府市法人等就業者定着支援給付金事業補助金交付要綱第7条第2項（第7条第4項において準用する同条第2項）の規定に基づき通知します。

(第3号様式)

年度防府市法人等就業者定着支援給付金事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

所在地：
[申請者] 法人等名：
代表者職氏名：

年度法人等就業者定着支援給付金事業を下記のとおり実施したいので、防府市法人等就業者定着支援給付金事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、補助金 円
の交付を申請します。

記

交付対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日
交付申請額	円

(第 4 号様式)

第 号
年 (年) 月 日

(申請者所在地)
(法人等名)
(代表者職氏名) 様

防府市長



年度防府市法人等就業者定着支援給付金事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました防府市法人等就業者定着支援給付金事業について、防府市法人等就業者定着支援給付金事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

指 令 第 号
(申 請 者 所 在 地)
(法 人 等 名)
(代 表 者 職 氏 名)

年 月 日付け 第 号で申請のありました防府市法人等就業者定着支援給
付金事業補助金については、防府市法人等就業者定着支援給付金事業補助金交付要綱第8条第
2項の規定に基づき、下記の額のとおり交付します。

年 月 日

防府市長 

記

交付決定額 円

(第5号様式)

年 月 日

(宛先) 防府市長

所在地：
[申請者] 法人等名：
代表者職氏名：

年度防府市法人等就業者定着支援給付金事業補助金交付決定前着手届

年度において、下記の防府市法人等就業者定着支援給付金事業を、別記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手することとしたのでお届けします。

記

1 内容

交付対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日
交付申請金額	円

2 補助金交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

(第6号様式)

研修実施状況報告書

年 月 日

(宛先) 防府市長

所在地：

法人等名：

代表者職氏名：

新規農業就業者定着促進事業実施要領(平成27年4月1日付け平27農業振興第54号)のうち、
定着支援給付金事業細則第5の1の(1)の規定に基づき研修実施状況報告書を提出します。

1 研修の状況

年月	研修時間	研修内容	研修状況
研修時間 合計			

2 研修責任者の評価等

指導内容	習得度・今後の課題など

3 新規就業者の従事状況

年間従事日数・時間	日・時間	給与・従事分量配当等※	万円
-----------	------	-------------	----

※従事分量配当等は、当該年度に係る金額を記載すること（仮払い等の金額可）。

4 新規就業者の自己評価など

添付書類：研修日誌

給与等の支払証書

※いずれも、雇用就農資金の報告書に替えることができる。

(第6号様式別添)

研修日誌

[illegible]

(第7号様式)

就業状況報告

年 月 日

(宛先) 防府市長

所在地：
法人等名：
代表者職氏名：

新規農業就業者定着促進事業実施要領(平成27年4月1日付け平27農業振興第54号)のうち、
定着支援給付金事業細則第5の1の(2)の規定に基づき就業状況報告を提出します。

事業を活用した新規就業者の状況

1 概要

氏名	
就業開始日	年 月 日
定着支援給付金 研修期間	年 月 ～ 年 月

2 就業の状況 (どちらかに○)

	就業中である	
	離職した※	年 月 日離職 理由：

※ 事業を活用した研修生が離職した場合、離職した年度の報告以降の報告は不要。

3 担当業務・就労状況

4 従事状況

年間従事日数・時間	日・時間	給与・従事分量配当等※	万円
-----------	------	-------------	----

※従事分量配当等は、当該年度に係る金額を記載すること (仮払い等の金額可)。

(第8号様式)

中止届

年 月 日

(宛先) 防府市長

所在地 :

法人等名 :

代表者職氏名 :

新規農業就業者定着促進事業実施要領(平成27年4月1日付け平27農業振興第54号)のうち、
定着支援給付金事業細則第6の2の(1)の規定に基づき中止届を提出します。

研修中止日	年 月 日
中止理由	

(第9号様式)

休 止 届

年 月 日

(宛先) 防府市長

所 在 地 :

法 人 等 名 :

代表者職氏名 :

新規農業就業者定着促進事業実施要領(平成27年4月1日付け平27農業振興第54号)のうち、
定着支援給付金事業細則第6の3の規定に基づき休止届を提出します。

休止期間	年 月 日 ~ 年 月 日
休止理由及び 再開の見込み	

(第10号様式)

再 開 届

年 月 日

(宛先) 防府市長

所 在 地 :

法 人 等 名 :

代表者職氏名 :

新規農業就業者定着促進事業実施要領(平成27年4月1日付け平27農業振興第54号)のうち、
定着支援給付金事業細則第6の3の規定に基づき再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ~ 年 月 日
再 開 日	年 月 日
研修期間	年 月 日まで

※研修期間には本事業による助成期間の終了日を記載すること。

(第11号様式)

第 号
年 (年) 月 日

(申請者所在地)
(法人等名)
(代表者職氏名) 様

防府市長 印

年度防府市法人等就業者定着支援給付金事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました防府市法人等就業者定着支援給付金事業について、防府市法人等就業者定着支援給付金事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

交付確定額 円

(第 12 号様式)

年 月 日

(宛先) 防府市長

所 在 地 :
法 人 等 名 :
代表者職氏名 :

年度防府市法人等就業者定着支援給付金事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった防府市法人等就業者定着
支援給付金事業補助金について、防府市法人等就業者定着支援給付金事業補助金交付要綱第 15
条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

請求額 円

振込先

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合						
	支店・店・支所・出張所						
口座番号・種別							1:普通 2:当座 3:その他 ()
口座名義 カタカナで記入願います							

(第13号様式)

年 月 日

(宛先) 防府市長

所 在 地 :
法 人 等 名 :
代表者職氏名 :

年度防府市法人等就業者定着支援給付金事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知のありました防府市法人等就業者定着支援給付金事業補助金について、防府市法人等就業者定着支援給付金事業補助金交付要綱第15条第3項の規定に基づき、金 円を交付されるよう請求します。
記

(単位：円)

市補助金	既受領額	今回請求額	残 額

振込先

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合						
	支店・店・支所・出張所						
口座番号・種別							1：普通 2：当座 3：その他（ ）
口座名義 カタカナで記入願います							